

環境 GL レビュー調査資料① 中間報告書案に対する助言委員コメントへの回答

2019年3月4日

国際協力機構 審査部・企画部

JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布） レビュー調査中間報告案に対するコメントへの回答

No	コメント	回答
島委員		
1.	<p>(1) 国際的潮流について</p> <p>論点案の「国際的援助潮流」(p1)においてSDGs、パリ協定に言及していますが、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」の対応状況も検討すべきかと思えます。</p> <p>企業の責務としてビジネスに対する人権デューデリジェンスの実施を求めており、人権リスクの分野ではボランタリーな原則ながら広く参照されています。JICA の環境社会配慮は概ね対応していると思っておりますが、金融機関含めた民間企業の対応状況に注目が集まっており、何らかの整理が必要ではないでしょうか。また、当原則では政府の責任にも言及しており、被援助国の状況についての理解が必要か、あるいは JICA 環境 GL で対応するのは Too much か、といった分析も必要かもしれません。</p>	<p>国際的援助潮流の一環として、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」について最終報告書（案）で整理します。</p>
2.	<p>(2) 協調融資におけるアプローチについて</p> <p>一言一句精査したわけではありませんが、世銀のESFはIFC/PSとよく似た構成、要求となっており、もともと調和化したアプローチを意識しているとの印象です。環境社会配慮に対する協調アプローチは思うほど困難ではないと考えますので是非とも検討いただければと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、世銀ESFとIFCのPSは構成・配慮要件に共通事項が多いと認識しています。論点案に「協調融資案件におけるコモンアプローチの導入適否」として含めております。なお、世銀において、ESFに基づくコモンアプローチの実績は現時点で無いため、今後、具体的な案件を通じて対応状況を確認します。</p>

鈴木委員		
3.	1.6 相手国政府に求める要件 1.5でJICAの責務としているので、ここはJICAの権利としたらどうか？	プロジェクトの環境社会配慮についての責任主体は相手国等にあることを前提としているため、具体的な環境社会配慮内容については、「相手国政府に求める要件」と整理しております。 なお、世銀ESF及びIFC PSにおいても、相手国等に求める配慮事項を要件（requirements）と整理されております。
4.	1.7【協調融資】 何らかの形で委員会の関与の余地を残すことが必要と考えている。	協調融資案件でも、有償資金協力等、ガイドラインの対象案件のいずれかに該当するため、JICA単独での融資案件と同様に、助言委員会に関与頂くことを想定しております。
5.	II 2.1 情報公開 EIA,環境社会配慮、モニタリングに関する情報は、原則公開とすること。	EIAを含む環境社会配慮文書については、現行GLの手続きに基づき公開しております。モニタリング結果の公開については、ADBや他ドナーの対応を確認し、最終報告書（案）で整理します。
6.	III 3.2 有償、無償、技術協力プロジェクト エンジニアリングサービス（ES）借款供与時の環境レビューは必要と考える。	論点案に「エンジニアリング・サービス（ES）借款供与時の環境レビュー実施の要否」として含めております。
7.	別紙1対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 1. 費用・便益の定量化 例示されている排出権取引価格という市場価格＝価値の普遍妥当性の議論が必要ではないか？価値はものにあるのではなく主体の側にあると考えれば、開発においては特に市場価値のない「価値」の存在と意味は慎重に扱うことが必要と考える。	論点案に「環境社会配慮関連の費用・便益の定量化対象及びその手法について」として含めております。

8.	<p>4. 検討する影響スコープ</p> <p>「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」については、いわゆる「分割申請」による規制すり抜けを防ぐ意味で、相手国政府に向こう50年くらいを見通した地域のグランドデザインを求める事で、戦略的な生物保護地域を確保する等の対応が可能となるように考えることが必要ではないか。</p>	<p>ご指摘頂いた「地域のグランドデザイン」については、マスタープランを作成支援する開発計画調査型技術協力で取り組まれるものと理解しております。また、個別プロジェクトのF/S実施の際に、既存のマスタープランや地域計画があれば、それら計画との整合性を確認することになります。</p>
9.	<p>追加調査アイテム</p> <p>雇用と労働条件は追加した方が良い。</p>	<p>論点案に「世銀 ESS2 労務管理手順、労働安全衛生対策の参照の要否」として含めております。</p>
10.	<p>法令、基準、計画等との整合性</p> <p>【自然保護や文化財保護のために特に指定した地域】</p> <p>6. 中央政府の法令等だけでなく、地方政府等が条例等により定める地域についても「保護地域」として扱うべきである。――これは重要な指摘です。また、これは土地についてですが、同様に地域レベルのレッドリスト・種指定の保護生物や露頭等の文化財についても配慮が必要とである。</p>	<p>環境社会配慮ガイドライン運用面の見直し時の提言を踏まえ、環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集(FAQ)では「政府が法令等により自然保護のために特に指定した地域」について、国や地方政府等が自然保護(もしくは文化遺産保護)を主目的として法律や条例等により指定している地域、と明示しています。従いまして、地域レベルの保護生物や文化財についても配慮対象となっております。</p>
11.	<p>調査結果の2.</p> <p>Habitat は日本語にしにくいですが、使われている訳語はどこかの「有権解釈」？ですか。</p> <p>Natural Habitat 自然 生息域 ――― 自然地</p> <p>Critical Habitat 重要な 重要な ――― (絶滅の) 危機的 生息域</p>	<p>世銀が公表している OP4.04 の和訳 (http://www.worldbank.org/ja/country/japan/brief/safeguard) では、Natural Habitat を自然生息地、Critical Natural Habitat を重要な自然生息地と記載しています。また、赤道原則の和訳では、Modified Habitat を改変された生息地と記載しています。このため、最終報告書(案)では、Natural Habitat を自然生息地、Critical habitat を重要な生息地、Modified Habitat を改変された生息地と修正します。また、生息地区分</p>

	<p>Modified Habitat 変更された ー一人為 生息域 Habitat より Landscape の方が良いかもしれないな。</p> <p>しかし、この世銀 ESS6 の生息地区分の追加を、環境配慮のベースデータとして使うことは可能か？という問題がある。政府指定の保護区をこの 3 区分に分ける調査を行い、結果を 3 区分した保護区の生息地区分図、行為規制を明示した規制図の調整が必要である。</p> <p>この経費負担、移行期間の対応も問題になってくる。</p>	<p>の運用については、世銀による具体的な方法を確認しながら、対応を検討していく予定です。</p>
12.	<p>7. 保護地域における開発の可否——【事業実施要件に関する整理】</p> <p>保護区では開発行為をしないのが大原則。保護区は保護されるべき土地というのが合理的である。保護区の定義を拡大する代わりに、リスク管理手法の導入が紹介されている。</p> <p>また、ミティゲーションとして移植や植林などが行われているが、生物多様性保全や生態系保全の観点からは、特に Ex-situ 保全の効果測定については実績が少ないので、モニタリング結果の公開、評価、補足的緩和策の実施等、ミティゲーションの効果、実効性は慎重に検証しなければならないし、情報公開が不可欠である。</p>	<p>論点案に「世銀 ESS 6 生息区分及び保護区の定義、リスク管理手法の参照」を含めております。</p>
13.	<p>現行 GL の「重要な自然生息地または重要な森林」という例所は、砂漠も湿地もあるので表現方法を考えた方がよい。</p>	<p>ESS 6 では、生息地の定義は、Habitat is defined as a terrestrial, freshwater, or marine geographical unit or airway that supports assemblages of living organisms and their interactions with the non-living environment.と記載されており、幅広い範囲を含む意味で使われております。</p>

		上記世銀の対応も踏まえ、論点案に「世銀 ESS 6 生息区分及び保護区の定義、リスク管理手法の参照」を含めております。
14.	「著しい転換や劣化」と言うのはかなり主観的な評価を伴う言葉なので、もう少し客観性のある言葉の方がよいと思う。	現行 GL 別紙 1、生態系及び生物相にある「著しい転換または著しい劣化」という言葉は、世銀 ESS 6 にある significant conversion or significant degradation を訳したものです。なお、JBIC や NEXI の環境社会配慮ガイドラインでも同様の「著しい転換または著しい劣化」という表現を用いています。
15.	p 17 生態系及び生物相 4. 違法伐採だけでなく、違法採取、採掘、捕獲、焼畑等の違法行為も含める方がよい。	違法伐採以外の違法行為について、世銀等の他ドナーの政策を調査し、最終報告書（案）で整理します。
16.	全体的な事として 協調融資、コモンアプローチ、ツーステップローンなどは仕組み、構造が複雑で、資金規模が大きくなり環境・社会に対する影響が大きくなると考えられるが、環境社会配慮の委員会がどこで関与できるかが分かり難いので、計画実施の過程を模式図化する等、一層分かり易い情報提供をお願いしたい。	今後、論点に関する包括的な検討を踏まえ、ガイドラインが改定されることになれば、必要に応じ、改定後の諸手続きを判り易い形で整理し、情報提供します。
源氏田委員		
17.	3 頁 1.8 緊急時の措置 緊急時の措置が適用された案件について、助言委員会に実施される手続きの説明が行われたか、事業実施後のモニタリングやフォローアップが適切になされたか 確認していただけますでしょうか。（質問）	中間報告書案第 2 章 4 ページ 1.2.1 において、「緊急時の措置が適用された案件」の件数に誤りがありました。現行ガイドラインに基づき緊急時の措置が適用された案件は 7 件で、以下の通り、最終報告書（案）において記載を修正します。中間報告書での記載は、旧 JICA ガイドライン（2004 年制定）に基づき緊急時の措置適用対象となった案件数でした。

		<p>誤： 計 16 件（開発調査型技術協力 14 件、無償 2 件）</p> <p>正： 計 7 件（開発調査型技術協力 6 件、技術協力プロジェクト 1 件）</p> <p>該当する 7 件については、以下のホームページに掲載されています。</p> <p>https://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/id/emergency.html</p> <p>なお、上記 7 件全件において、助言委員会への説明を行っていることを確認しました。また、本調査レビュー対象案件はいずれも該当しません。</p> <p>全ての案件において、詳細計画策定調査を省略しておりました。しかし、その後の本格調査において、詳細計画策定調査の予備的スコーピングや環境社会配慮 TOR の策定を遡及的に実施しておりました。開発調査型技術協力は、モニタリングの対象とはなりません。技術協力プロジェクトについては、工事の進捗をフォローアップしておりますが、環境社会配慮に関する想定外の影響はないことを確認しています。</p>
18.	<p>4 頁 2.1 情報の公開</p> <p>環境当局による承認済み EIA を公開してから環境レビューを行なうと、JICA からの意見を反映させることが難しく、混乱をまねくこともあることから、ドラフト段階での EIA を公開してから環境レビューを行なうようにするこ</p>	<p>論点案に「環境レビュー前の公開対象の EIA 報告書のステータス（ドラフトもしくは承認版）及び公開期間」として含めております。</p>

	とも一案ではないでしょうか。(コメント)	
19.	5 頁 2.4 現地ステークホルダーとの協議 世銀、IFC ともステークホルダー参加計画を策定することとしており、住民、NGO 等現地ステークホルダーとの対話を強化する上でも、ステークホルダー参加計画の導入は意義があるものと考えます。(コメント)	論点案に「ESS 10 ステークホルダー参加計画の参照」として含めております。
20.	15 頁法令、基準、計画等との整合性（自然保護や文化保護のために特に指定した地域） 世銀 ESS6 では、生息地区分に「改変された生息域」が追加され、借入機関は改変された生息域の生物多様性への影響を回避、最小化し、適切な緩和策を講じることとされています。途上国においても、今後、里地里山のような二次的自然を保護していく重要性が高まってくることから、JICA においても、こうした地域を保護対象に追加する必要があるのではないのでしょうか。(コメント)	論点案に「世銀 ESS6 生息区分及び保護区の定義、リスク管理手法の参照」として含めております。
21.	16-17 頁社会的合意 EIA や RAP には、参加者からのコメント、実施機関による返答、寄せられたコメントの計画や事業への反映結果などが記載されていたか、確認していただけますでしょうか。(質問)	個別案件シートの整理番号 68 番において、住民協議に係るコメント内容や実施機関による返答、寄せられたコメントの計画や事業への反映事例等を整理しております。これらの概要については、最終報告書（案）にも記載します。
日比委員		
22.	・気候変動への影響に関して（→ 全体会合資料案③ P.12 検討する影響スコープ 2. GHG 排出量の算出・評価の状況の確認）	他ドナーにおける「パリ協定における目標（2°C目標）への貢献の確認」、「より GHG 排出量の少ない代替案の分析」について、最終報告書（案）で整理します。

	<p>上記報告書③P.1「論点（案）」においてパリ協定への言及はあるものの、環境 GL が「プロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう」にすることを目的とする以上、論点して「事業による GHG 排出量の推計」だけではやはり不十分であると言わざるを得ません。気候変動が、排出源および排出量の大小に関わらず GHG の累積的な大気への蓄積によりグローバルな影響をもたらすこと、パリ協定において気候変動影響の避けるべき危険レベルとして「2°C目標」が設定され、排出量を「出来る限り早期にピークアウト」し「今世紀後半にネットゼロを達成」とされていることを鑑みれば、GHG 排出量の推計だけでなく、パリ協定における目標に貢献する形での排出削減を担保することは、「受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう」（=すなわち 2°C目標に反するような排出に繋がらないよう）に環境配慮することの必要性は自明かと考えます。少なくとも IFC なども規定する「より排出量が少ない代替案の分析」は論点とすべきです。</p>	
23.	<p>・自然（自然生息域、重要な生息域、自然保護のために指定した地域）への配慮について（→ 全体会合資料案③ P.15）</p> <p>現行 GL における、保護区規定（保護区では事業しない）、重要な生息地規定（重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない）は、重要な生息地・生態系が具体的にどこなのか、ということを確認にすることが難しいという特性に鑑み、それら地域・生態系への事業影響を最小限に抑えるために導入された 2 段階にわたるセーフガードと考えます（すなわち、保護区は、生息地の重要性にかかわらず、保護区指定されているという事実を根拠に「重要である」とみなし、少なくともそこでは事業を実施しないとしている。）これは、対象国による生息地の重要性の判断を尊重している点が評価される一方で、生物多様性条</p>	<p>他ドナーのセーフガードポリシーを確認し、科学的データや IUCN の保護区カテゴリを参考に、論点案「世銀 ESS6 生息区分及び保護区の定義、リスク管理手法の参照」について検討します。また生物多様性オフセットの導入について、最終報告書（案）で整理します。</p>

約により国際的に保全が位置付けられる地球規模の保全対象である「生物多様性」の保全を鑑みた場合、対象国による判断が必ずしも妥当とは限らない点で不十分と言えます。実際、保護区指定されていても「重要な生態系ではない」地域が存在する一方で、「重要な生態系（＝例え KBA）」なのに法的な保護化にない地域も存在する（一説には KBA の 4 割に上るとも言われる）ことから明らかです。本来、JICA が目指すべきところは、「地球の生物多様性の保全にとって重要な生態系」への影響を回避することのはずですが、現行 GL 策定時は、それを担保する十分なデータがなかったことも一因に、効果的に機能するセーフガードが設定されなかったと理解できます。

日本政府も出資するクリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金（CEPF）が中心となり、ここ 10 年ほどで特に途上国における重要生物多様性地域（KBA）の分析と特定が進んだこと、人口増加により保護区と人間（経済的）活動の重複地域が増加していること、生物多様性オフセットなど新たな保全手法が開発されていることなどを鑑みれば、「生息区分や保護区定義」においては、保護を強化する地域と緩和する地域などを KBA に代表される科学的なデータに裏付けにより明確化する、保護区については IUCN の保護区カテゴリを参考に強弱をつける（「リスク管理手法」などはこの辺りを想定しているのかなと思っているのですが）、ミチゲーション・ヒエラルキーに基づき「代償」としての生物多様性オフセットの導入の検討など、より大局的、総合的に「自然生態系への環境配慮」を再検討すべきと考えます。また、その際には、自然生態系、生物多様性に関するデータおよびその収集と分析が、極めて広範囲な地域において必要であり、特に途上国においてはその多くの部分を NGO などの非政府セクターが担って来た事実にも十分配慮した上で、検討すべきと考えます（すなわち、生物多様性の保全においては「公的なデータや手法」だけでは目的達成は出来ないということ。

	<p>生物多様性条約などでは、なので NGO、CSO の条約プロセスへの関与が他の地球環境関連条約より早くから、より強い形で取り入れられて来たと考えられている。) これらの組み込みにより、より効果的に自然保護・配慮が可能となりつつ、不必要な(効果的でない)保護・配慮に JICA がリソースを割くことを防ぐことにも繋がると考えます。</p>	
	掛川委員	
24.	<p>先般の全体会議でも、「GHG 排出量のより少ない事業活動やプロセスを選択していく為の指針やクライテリア」の検討の必要性について、コメントさせて頂きました。日比委員よりも、GHG 排出量のより少ない代替案の分析について、提案がありました。今回の見直しでは、今後10年は、新しいガイドラインが続くことも考慮し、まずは、論点にあげて、政府関係者を含め、多くのステークホルダーで議論することが大事と感じます。</p> <p>世銀の ESF では、エネルギー使用の部分については、資源効率にしか言及がありませんが、大気汚染管理のセクションでは、非常に幅広い形での記述ではありますが、以下のような書きぶりが脚注に入っています。</p> <p>“Options for reducing GHG emission may include alternative project locations; adoption of renewable or low carbon energy sources, ….” 文中の書きぶりでは、「。大気への排出を避ける、または削減する為、技術的にも、財政的にも実現可能で、費用効率も良いオプションを実施する。」となっています。</p>	<p>「より GHG 排出量の少ない代替案の分析」について、最終報告書(案)で整理します。</p>
	織田委員	
25.	<p>参照：別添1 中間報告書案③主な論点(案)、第2章 レビュー調査結果</p>	<p>ステークホルダーの参画に関連し、論点案に、「事業により影響を受けるステークホルダー分析の実施」、「ESS10 ステークホルダー参加計画の参照」を含めております。</p>

	<p>1. ステークホルダー協議</p> <p>【人数】500人以上が参加した協議例もあるとのこと、これは、意味のある参加とは言えない。ハンドアウトの配布やスタッフの増員などの工夫で対応できるレベルを超えている。「一概に1回当たりの適切な参加人数の目安を設定するのは難しい」ではなく、第4回運用見直しWGの提言をふまえ、「意味のある参加のためには協議できる人数に限る」などの表現が必要である。</p>	
26.	<p>【参加者リスト】参加者の背景（招待者かどか）、性別を含む参加者リストの作成が記録されていないケースがあったとのこと、事情により名前を書けない場合は、ジェンダー別や社会的弱者かどうかの名簿作成を論点に加えるべきではないか。</p>	<p>ステークホルダーの参画に関連し、論点案に、「事業により影響を受けるステークホルダー分析の実施」、「ESS10 ステークホルダー参加計画の参照」を含めております。</p>
27.	<p>【声を上げにくい人たちの参加の促進】協議の回数を増やした、FGDを取り入れたりしているなどの好事例、および第4回運用見直しWGの提言を踏まえて、論点に、声を上げにくい人たちの参加を可能にする仕組みを含めるべきである。</p>	<p>ステークホルダーの参画に関連し、論点案に、「事業により影響を受けるステークホルダー分析の実施」、「ESS10 ステークホルダー参加計画の参照」を含めております。</p>
28.	<p>【フォローアップ】「参加者の意見をすいあげるためのフォローアップ」とは何を意味しているのか説明が必要（第2章 レビュー調査結果 p.2-25）</p>	<p>意見交換に十分に時間がとれない等の場合において、個別説明や小さなグループでの協議を行う等の側面支援を指しております。最終報告書（案）にて該当箇所に補足説明します。</p>
29.	<p>校正ミス</p> <p>第2章 レビュー調査結果 p.2-15 一部、文章の重複あり 「生計回復モニタリングについては、住所が合意文書に記載されているが・・・実施機関に要請」</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。記載に誤りがあり申し訳ございません。最終報告書（案）で該当箇所修正します。</p>
30.	<p>2. 社会的弱者に対する配慮事例</p> <p>非常に興味深い事例があがっているが（第2章 レビュー調査結果 p.2-30、</p>	<p>実施段階に進んでいる事業について確認したところ、フィリピンやバングラデシュ、インド等において審査時の計画が実行されていることがわかりました。例えば、インドの「北東州道路</p>

	表 2-13)、その結果を「モニタリング段階で確認すること」が必要ではないか。	網連結性改善事業（フェーズ1）（第一期）」では、女性が ID カード、銀行口座を作り、自らの名義で補償を受け取れるようにすることや移転に関する計画策定・評価に女性が参画すること等が実施されており、また、フィリピンの「パッシング・マリキナ川河川改修事業(III)」では、移転地に対してメディカル・サポート（医師、看護師および医療車両の派遣）が行われている等の事例が挙げられます。
31.	<p>3. 非自発的住民移転</p> <p>環境レビュー段階およびモニタリング段階における被影響住民数の確認に当たってジェンダー別内訳を把握することをあげる。</p>	現行 GL の下で、住民移転計画の作成にあたり、世帯主が女性の場合は、その数を確認しており、また可能な限りジェンダー別の集計を行うよう努めております。また、女性グループによる協議を開催している場合は、その参加者数を確認しています。
32.	<p>32. 現地調査によらない生計回復の確認のモニタリング結果が必要である。</p>	モニタリング等を通じ、生活水準や生計手段の変化について確認している案件については、その結果を報告書に記載しております。
33.	<p>4. 苦情処理メカニズム</p> <p>苦情処理メカニズムの非常に興味深い事例があがっているが(第2章 レビュー調査結果 p.2-34、表 2-15)、利用状況についてのデータまたはどうモニタリングするのかに関する記述が重要。</p>	個別案件シートの整理番号 81 番において、苦情処理メカニズムの利用状況等について調査しており、苦情処理状況についても最終報告書（案）で整理します。
林委員		
34.	<p>34. まずは、GL 改定の有無の必要性を判断するための全体的事項、個別事項に分けて整理していただくこと必要があると思います。報告書 4 章にて取りまとめられる予定とのことですが、GL 改定の必要性を判断する根拠を整理していただけるとよいと思います。この際、改定の有無にかかわらず、GL</p>	現行 GL 施行後の外部環境の変化として、新たに策定された開発協力大綱や質高インフラ投資推進のための G7 伊勢志摩原則などの日本政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定等の国際潮流、OECD など既往ドナーの枠組外で他途上

	<p>が今後 10 年くらいは使用していくことが想定されことを踏まえた報告書のとりまとめをしていただけるとよいと思います。例えば、世銀にヒアリングをされる際には、ESF 改定の際に考慮した事項を入念に聞き取りしていただけると有用かと思います。過去からの社会環境、環境問題、援助を取り巻く環境変化とともに、将来の社会構造、環境問題、援助を取り巻く環境変化をどのように捉え改定に反映したのかなど。また、過去 10 年の現行 G L 運用期間中に、新事業種類が出てきたり、アフリカ等援助先の比重の変化、また中国の台頭等を含めて援助を取り巻く環境の変化等があります。こうした社会変化の中で JICA 事業の将来的な変化に対応できるような要素を今後使うと思われる G L の中にどのように位置づけるかについて検討する必要があります。このように、G L 全体としての意義、拡張性等の論点を明確にすることが重要と思います。</p> <p>個別事項については、手続きに関わる事項、個別の影響評価に関わる事項がありますが、これらについては、今回の報告書中間案においても整理されており、他委員の方からもコメントが出るものと思われるので、それを踏まえて個々リストアップ及び深堀して検討していくことになるのかと思います。個人的には、以下の諸点は重要かと思っています。</p>	<p>国の開発事業に関わる新興国のプレゼンス増大などがあると認識しております。</p> <p>現在実施中のレビュー調査の結果とともに、これら外部環境の変化を踏まえ、現行 GL の改定の必要性について包括的に検討を行いたいと考えております。</p> <p>また、改定に際しては将来的な社会変化に広く対応しうる内容となるよう検討に努めるとともに、必要に応じ運用面の見直しなどが行えるようにしたいと考えております。これらの点について、最終報告書（案）に記載します。</p>
35.	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協調案件におけるコモンアプローチ導入の可否 	<p>論点案に「協調融資案件におけるコモンアプローチの導入適否」に含めております。</p>
36.	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の協調融資案件への対応、他ドナーとの整合性の確保、世銀・ I F C ・ A D B 以外のドナーとの整合性 (AfDB, AIIB?) 。 	<p>ESF に基づくコモンアプローチ事例は世銀にまだ無い状況ですが、今後、世銀における対応をフォローしていく予定です。</p>

37.	・代替案の作成の方法（案件により作成される代替案のレベルの違い）	世銀等における代替案検討手法について、最終報告書（案）で整理します。
38.	・気候変動問題への基本的スタンス	論点案に「パリ協定といった国際潮流への対応」として含めております。
39.	・保護区の定義	論点案に「世銀 ESS6 生息区分及び保護区の定義、リスク管理手法の参照」として含めております。
40.	・ESFにおける生息地区分及び事業実施案件に関して、重要な生息地で事業が行われる場合の生物多様性ネットゲイン等の緩和措置に関する具体的な事例は？	ESF に基づく世銀における具体的な事例はまだ無い状況ですが、今後、世銀における対応をフォローしていく予定です。
41.	・不可分一体事業、派生的・二次的影響、累積的影響などの考え方（大きな論点）	論点案に「世銀 ESS 1 「不可分一体事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」に係る定義の参照の要否」として含めております。
42.	・ティアリングへの取り組みに対して世銀、IFC等で何か取り組みがあるか？	ティアリングについて、世銀、IFC での取り組みについて確認できませんでした。
43.	助言委員会で作成してきた助言や“論点”等を再整理することで、個別事項の整理に有用な内容が含まれていると思います。まずは、GL改定の議論の論点になりそうなことを網羅的に整理し、検討の遡上に挙げて整理することが有用だと考えております。	助言委員会より頂戴した助言や論点については、GL改定に際して考慮すべき事項があれば、最終報告書（案）で整理します。
村山委員		

44.	<p>2.1 情報の公開</p> <p>モニタリング結果の公開のあり方について、アジア開発銀行（ADB）が環境、非自発的住民移転、先住民族に対する各影響のモニタリング結果を公開している状況も踏まえて検討が必要と思われる。</p>	<p>モニタリング結果の公開については、ADB や他ドナーの対応を確認し、最終報告書（案）で整理します。</p>
45.	<p>2.4 現地ステークホルダーとの協議</p> <p>中間報告書案②第 2 章 p.13 の記載（1.2.4 別紙 1-別紙 6（1）全体の傾向）によれば、協議の対象が特定グループに絞られている事例があるため、ステークホルダー分析の必要性について検討する必要があると思われる。この点は、別紙 1 の社会的合意にも関連しているため、両項目で検討が求められる。</p>	<p>論点案に、「事業により影響を受けるステークホルダー分析の実施」、「ESS10 ステークホルダー参加計画の参照」を含めております。</p>
46.	<p>2.5 社会環境と人権への配慮</p> <p>個別の案件に対する環境社会配慮助言委員会からの助言内容にはジェンダーや子どもの権利などへの配慮に関する指摘が出てきており、この点についても考慮が必要と思われる。</p>	<p>2 章に女性や子供を含む社会的弱者への配慮を整理しております。助言委員会より指摘を受けたジェンダーや子供の権利などへの配慮に関する指摘についても、最終報告書（案）で整理します。</p>
47.	<p>2.7 環境社会配慮助言委員会による助言</p> <p>中間報告書案②第2 章p.7-8（1.2.2「II. 環境社会配慮のプロセス」に関する確認状況（4）助言対応状況）に関連して、環境レビュー後の対応状況の確認について明確化する必要があると思われる。また、465 件中38 件で詳細設計段階への提言を行うことへの合意等が行われており、この段階での対応状況も確認対象になると思われる。</p>	<p>頂戴した助言については、EMP、EMoP 等の環境社会配慮文書へ反映し、主要な影響項目はモニタリング報告書で報告させることで対応しております。助言のうち、実施段階での確認が必要なものについては、最終報告書（案）で確認結果を記載します。</p>

48.	<p>Ⅲ 環境社会配慮の手続き</p> <p>3.1 協力準備調査</p> <p>中間報告書案②第2章p.9-10 (1.2.3「Ⅲ. 環境社会配慮の手続き」に関する確認状況 (2) プロジェクトを実施しない案及び代替案) の記載に関連して、代替案の示し方について検討する必要があると思われる。</p>	<p>世銀等における代替案検討手法について、最終報告書(案)で整理します。</p>
49.	<p>3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト</p> <p>・モニタリング</p> <p>中間報告書案②第2章p.10 (1.2.3「Ⅲ. 環境社会配慮の手続き」に関する確認状況 (3) 環境・社会</p> <p>モニタリング情報のJICA への提出状況) の記載に関連して、モニタリングの実施状況は環境に関して36件中27、社会については31件中15に留まっていることから、モニタリング実施の遵守徹底のための方策について検討する必要があると思われる。</p>	<p>報告書の記載件数に誤りがありました。以下の通り、報告書の該当箇所を修正します。(モニタリングが実施されていない案件は、未着工等の理由によりモニタリング段階にない案件のみです)</p> <p>調査対象 38 件から開発調査型技術協力の 2 件及び ES 借款 2 件を除く、34 件のうち、環境モニタリング結果を受領している案件は 21 件、未着工のためモニタリング段階にない案件が 12 件、情勢悪化による事業中断により確認できなかった案件が 1 件である。社会モニタリングについては、34 件中用地取得・住民移転を伴う案件が 28 件、うち社会モニタリング結果を受領しているのが 16 件、住民移転未開始につき社会モニタリング未実施が 11 件、情勢悪化による事業中断により確認できなかった案件が 1 件である。</p>
50.	<p>・レビュー結果とモニタリング結果の乖離への対応</p> <p>中間報告書案②第2章p.11 (1.2.3「Ⅲ. 環境社会配慮の手続き」に関する確認状況 (6) 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離) の記載に関連して、乖離が生じた場合の対応策について検討する必要があると思われる。</p>	<p>中間報告書案 11 頁(6)環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離の記載件数と案件番号に誤りがありました。乖離がみられたのは、No.5, 6, 11, 24 の 4 件でした。最終報告書(案)では該当箇所の記載を修正します。</p>

		<p>それぞれの対応状況は以下の通りです。</p> <p>No.5：実施機関の能力不足については研修やコンサルタントによる支援等の案件監理を通じて補強。</p> <p>No.6：予期せぬ地下水位上昇については、住民の意見に基づき排水路を設置。</p> <p>No.11：浚渫土の土捨て場予定地が不法住民に占拠され、追加の土捨て場が必要となり、追加 EIA を実施。</p> <p>No.24：廃棄物処理方法に関し、コントラクターがごみ収集費用を未払いである等の問題が生じたが、協議の上適切な対応がとられている。（現在は支払い済みであることを確認）</p>
51.	<p>別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮</p> <p>法令、基準、計画等との整合性</p> <p>中間報告書案②第2章p.20-22（1.2.4 別紙1-別紙6（8）「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」に該当する事例）の記述から、「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」に該当する事例で、多くの事例でモニタリングによる対応となっている。この点に関連して、モニタリングの内容やその結果を踏まえた対応状況を確認し、特に影響が生じた場合の緩和策を進めるための方策について検討する必要があると思われる。</p>	<p>ご指摘いただいた案件については、全て供用段階でのモニタリングによる確認が想定されておりました。現時点で供用段階に入っている案件がないことから、モニタリング結果に基づく確認を行うことができませんでした。</p>
52.	<p>社会的合意</p> <p>中間報告書案③の該当部分（1. ステークホルダー協議の確認）の記載され</p>	<p>助言委員会より、女性の参加人数が少なすぎることや、住民のリーダーのみならず全員に情報がいきわたる仕組みを検討すること、漁業関係者への協議に関する留意事項等のコメントや</p>

	<p>ている問題や課題に関して、中間報告書案②p.22-28(1.2.4 別紙1-別紙6(9) コンサルテーション・ステークホルダー分析のグッドプラクティス)の記載ではグッドプラクティスに限られているため、コンサルテーションやステークホルダー協議に関する問題や課題が認められた事例に関する記載を追記する必要があると思われる。</p>	<p>助言をいただいております。その他、調査を通じて確認された課題について最終報告書(案)に記載します。</p>
53.	<p>生態系及び生物相</p> <p>中間報告書案②第2章p.32-33(1.2.4 別紙1-別紙6(12)「重要な自然生息地」に該当する事例)の記載から、保全計画・モニタリングの実施状況の確認方法、ならびに特に影響が生じた場合の緩和策を進めるための方策について検討する必要があると思われる。</p>	<p>ご指摘の箇所に記載されている6件のうち、既に建設工事が始まっているのは2件(No.12と16)でした。No.12については、生物多様性保全計画が策定され事業対象地周辺での植栽が行われており、No.16についてはサンゴへの影響を継続的にモニタリングしつつオフセットの試みが行われており、これら実施状況について最終報告書(案)に追記します。</p>
54.	<p>非自発的住民移転</p> <p>中間報告書案②第2章p.14-15(1.2.4 別紙1-別紙6(1)全体の傾向)、p.39(1.2.4 別紙1-別紙6(19)生計回復がモニタリングされている案件)の記載から、モニタリングが計画されている25件中実施に至っていない10件の理由について明確にする必要があると思われる。また、生計回復に関する事後調査・追跡調査のあり方や結果の反映方法について検討する必要があるように思われる。</p>	<p>社会モニタリングが実施されていない案件とは、移転や工事の進捗が社会モニタリングの実施段階に至っていないものです。大規模な移転に伴う事業については、外部モニタリングの実施を求めています。また、追跡調査については、既に移転した住民の特定は非常に困難であり、事業による影響で生計手段の喪失や変化が起こっている場合、その苦情を申し入れることができる苦情処理メカニズムが適切に整備されていることが重要と思料します。</p>
55.	<p>先住民族</p> <p>中間報告書案p.36-37(1.2.4 別紙1-別紙6(16)IPPの作成状況)の記載から、IPPの位置づけに関するガイドラインでの扱いについて検討する必要があると思われる。</p>	<p>ESS7の記載について参照したところ、IPPの作成は「先住民族等との協議の上で緩和策に関する計画を作成する」とあります。IPPを含む環境社会配慮文書の取り扱いについては、ESFにおける記載とOP4.10における運用面での扱いを最終報告書(案)に記載します。</p>

56.	<p>別紙5 チェックリストにおける分類・チェック項目</p> <p>協力準備調査の報告書の内容や助言委員会の指摘事項から、ジェンダー、子どもの権利等の追加を含めて、リストの内容を改めて検討する必要があると思われる。</p>	<p>環境チェックリストはガイドラインの参考資料の位置づけであるため、レビュー調査の結果等を踏まえ、ガイドラインの内容が決まった段階で、チェックリストについても必要があれば見直していきたいと考えています。</p>
57.	<p>その他</p> <p>中間報告書案②第2章p.22-25 (1.2.4 別紙1-別紙6 (9) コンサルテーション・ステークホルダー分析のグッドプラクティス) の記載に関連して、コンサルテーションやステークホルダー分析だけでなく他の環境社会配慮も含めたグッドプラクティスの扱いについて、検討する必要があると思われる。</p>	<p>助言委員会において、グッドプラクティスとの評価をいただいた内容には以下のようなものがあり、これらは他案件への教訓として最終報告書(案)にて追記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ステークホルダー協議に際し、影響の可能性があるステークホルダーが多様多岐に及ぶ場合、幅広いステークホルダーから意見を聴取したこと(ステークホルダーの特定にあたり、関係省庁・機関から地区、コミュニティレベルへ段階的に掘り下げていくアプローチを行い、菩提樹や周辺施設利用者、学校関係者等を対象にフォーカスグループディスカッションを行った) ● 代替案の検討に際し、事業実施予定地のアクセス需要、環境社会配慮、技術面から懸念となるポイントを選定し、入念な検討を行ったこと ● 緩和策の設定に際し、本事業により伐採される樹木の代償措置として、地元の大学研究者や他の事業の関係者等からの協力の下、地域固有種や当該地域の環境に順応しやすい樹木を植栽する等の検討が行われたこと ● 環境モニタリング計画の設定に際し、想定されるコストが明示されたこと

作本委員		
58.	<p>1. 全体に関して</p> <p>1. 地球温暖化防止や生態系保護等の国際社会の議論動向や技術的対応が急速に変化しつつあり、JICAGL 改定時に将来動向までも予測できないのではないかといった不安があります。かような分野に対し、移行規定や中間見直しの仕組みをGLに設ける等の方法で、柔軟な対応を可能にする仕組みもいいのではないかと思います。最近では、地球温暖化防止やNLDC、異常気象等に伴う自然災害、放射性廃棄物処理の課題、海外でのCCSや水銀管理に伴う安全性確保、プラスチックによる海洋汚染や廃棄物処理方式、地球規模での生態系破壊など、新しい問題群や対応方法が登場しつつあるかに見えます。</p>	<p>GL内容は、将来的な社会変化に広く対応しうるものとなるよう検討に努めるとともに、必要に応じ、現行GLにある運用面の見直しやFAQなどで対応が行えるようにしたいと考えております。</p>
59.	<p>2. これまで、JICAGLとの比較で、世銀を中心に国際援助機関のGLやSPを参照してきたと思われませんが、欧米諸国(OECD加盟国)の援助庁や政府機関は、JICAのような国内GLをもっているのでしょうか。もしいずれかの先進国が海外向けODAに関する総括的なGL等を持っているのであれば、その事例をご教示ください。自国ファーストが喧伝される国際社会で、国際標準と国益保護の調整がいかに行われているかにつき、垣間見ることができればと思います。USEPAには無さそうですし、ドイツのGIZではProgramme Social and Environmental Standards、カナダのCIDAではthe Agency's Policy for Environmental Sustainability and the Canadian Environmental Assessment Act (CEAA)、2003年の「スウェーデンの国際協力開発に対する政策」等の文書を若干見ましたが、いずれもJICAGL程には総合的かつ体系的な内容とはなっていないかに見えます。国際機関のGLと一国内援助機関のJICAGLでは、どの項目を区別すべきなのかを整理できればと思うのですが。</p>	<p>国際機関とOECD諸国の二国間援助機関のSG政策を比較し、その相違点を確認し、最終報告書(案)で整理します。</p>

60.	<p>3. 各種国連機関や民間団体から人権、労働、環境等広い分野の文書が多数示されており、現在の SDGs を意図した活動分野にも、これら文書が関わることとなります。各国が条約を取り込む場合には、批准や国内法の制定手続きにより、独自判断で個別または自由に判断できることとなります。ただ、JICAGL 改定との関連で、全体会議でどなたかの意見もありましたが、何から何まで国際機関遵守を取り入れる方法では、混乱が起きるのでないかと懸念します。</p> <p>他方、JICAGL を取り巻く背景とその位置づけは、民間の投融資まで加えることで変質してきています。単なる一政府機関の GL ではありますが、やはり民間取引の世界での紛争処理システムをも想定した GL に変えておかなくて大丈夫なのかという不安が生じます。個別のローン契約あるいは一般法で対応できるから、紛争処理自体は大丈夫だとの意見はもちろんあるでしょうが、環境破壊を生じさせてから事業中止といったような最悪の事態さえも予想されますので、何かしらの国際標準に立った準拠ルールがもしあれば、これを挿入しておく必要はないのかと思われまます。世銀では、ODA 事業向けと IFC ルールとの使い分けをしていますが、これを JICA という一政府機関が官民事業を束ねて、共通のルールの下で対応しきれるのかという漠とした不安があります。</p>	<p>日本政府の主要な条約批准状況を確認し、最終報告書（案）に記載します。また、1つの SG 政策で官民事業を束ねられるのかについて、世銀の ESF に加え、IFC の PS、及び ADB の SPS（1つの SG 政策でソブリンと非ソブリンをカバー）を調査し、最終報告書（案）で整理します。</p>
61.	<p>4. JICAの異議申し立て制度についても、検討実施を予定されていますか。</p>	<p>異議申立制度の見直しについては、異議申立手続要綱第16条において、原則としてガイドラインの見直しに合わせて実施すると定められており、今次レビュー調査を踏まえた GL 改定プロセスと合わせて検討を行う予定としております。</p>
62.	<p>1 1. 中間報告書案③の個別項目に沿った意見・コメント</p> <p>1. 1Pの「政府方針」ですが、内閣発の「インフラシステム輸出戦略（「H</p>	<p>論点案に「質の高いインフラ投資の促進等の政府方針への対応」を含めております。</p>

	<p>30年改定版」の名称は、国民一般にほとんど周知されておらず、内容検討がほとんど議論されていない政策文書であり、GLの前提としての基本文書として書き込んでほしくないと、個人的に考えます。仮に日本側の政策面の記述が必要な場合には、既に事務局から配布いただいた資料の記述のような「質の高いインフラ投資の促進」、「質の高い・・・伊勢志摩原則」といった程度の表記に留めていただくと有難いです。</p> <p>理由は、このインフラ戦略の中では、インフラ事業に伴いがちな負の環境配慮を回避するといった検討方法やSEAに立ったPPPに基づく環境配慮の組み入れといった姿勢が、横断的にもあるいは全体的にも、採用されているとは見えないためです。インフラ輸出戦略による日本経済への貢献は強調されておりますが、事業実施に伴う環境社会配慮の組み入れの視点は、全般的に見て極めて脆弱であり、個々の事業分野ではほぼ見られない状態に見えます。</p>	
63.	<p>2. 1Pの国際的援助潮流の表題の下では、グローバル化状態下のSDGsをはじめとする国際潮流をどう見るかが重要かと思われまます。SDGsやグローバルコンパクト等の一連の国際文書の重点は、ODA分野において相当な程度にまで発展してきた環境社会配慮の考えを、民間部門の貿易や海外投資にまで拡大したい点にあるかと思われまます。民間部門である貿易投資分野への環境社会配慮の組み入れは必ずしも容易ではないと思われまますが、JICAにおいても民間投資部門への支援事業を取り入れることになりましたので、SDGs普及の名の下での配慮の普及浸透について、議論せざるを得なくなりました。民間部門への環境社会配慮の仕組みと方法について、どのような方式にせよ、もし議論を深めて、ご示唆をいただくと有難く存じます。</p> <p>さらに、2Pの1.7関連ですが、「海外投融資・中小企業・SDGs ビジネ</p>	<p>民間部門に関しては、論点案に「対象とする協力事業に、中小企業・SDGs ビジネス支援事業の案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業を含めることの要否」として含めております。</p> <p>なお、これまでも、中小企業・SDGs ビジネス支援事業については、ガイドライン本文には記載されていませんが、運用上、ガイドラインを適用しておりました。</p>

	<p>ス支援事業」について、海外投融資事業は有償資金協力であり、海外投融資には GL 適用があり、「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」は、本来協力事業でないから、GL 適用がないと説明されています。明確な峻別方法かと思えます。しかし、例えば、日本からの投融資に関わる問題として、マレー半島のクワンタン港に近いグブン（Gebeng）工業団地で現在問題となっているオーストラリアのライナス社（Lynas）の現地法人 LAMP 社による希土類精錬事業における汚染問題が現在発生しており、工場周辺では 3 名の不明死が生じ、操業に不安を持った住民等から抗議運動が生じています。正確な事実関係は分かりませんが、ただ JOGMEC(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)が公的資金を拠出したとされており、現地メディアから批判を受けています。</p> <p>配布資料③の論点部にもその要否が記述されていますが、かような投資や支援事業に対して、GL の適用方法や条件につき、他の政府機関等への影響も予想されますが、是非とも検討を重ねていただければと考えます。</p>	
64.	<p>3. 2P の 1.5 の IFC の出資に関する記述との関連で、SP（セーフガード・ポリシー）不遵守が改善されない場合には法的措置をとると規定されているとのことですが、投融資にこれが限定されているのは当然でしょうし、実効性確保のための際立った手法であるかに見えます。ただし、一国内の政府機関に過ぎない JICA の場合、相手国政府機関や民間企業を万一訴追行為までも含めた適用を考えると、ローン・アグリーメント条項に基づく不履行の回復やら契約解除等は可能でしょうが、とりわけ対民間への投融資分野では、不適合でないのかと、考えます。JICA は投資額に応じた持ち分となりますので、他の出資者に対して、かような法的措置の適用には実務上の限界や制約が伴うのではないかと懸念します。また、民間出資者に対してだけでなく、他の国際援助機関や被援助国の政府機関が共同出資しているような場合、官</p>	<p>仮に出資案件で SP 不遵守が改善されない場合には、出資者としてまず出資先会社による改善を求めますが、改善が見られない場合は保有株式を売却して事業からの退出を検討することが想定されます。</p>

	民連携に焦点を当てた研究会が既に論議を尽くしているかもしれませんが、特に難しい事態が生じるのではないかと思います。	
65.	4. 4Pの2.1「情報公開」では、相手国の了解が公開の大きなネックになることがあるかと思われます。この点で、JICAGLの基本姿勢は、相手国政府の了解を前提としての公開とされ、働きかけを行うことにより実施されることになると考えられます。これは、適切なJICAスタンスだと思われます。JICAが公開原則をHPで明言されていることは、JICAの誇れる強みでもあり、是非、継続していただきたいと思えます。なお、環境レビューの公開だけでなく、モニタリング結果の公開が今後の課題となるでありますが、是非とも、JICAの基本原則が公開主義に立つ点と、JICA側から被援助国への働きかけのスタンスだけは明言しておいて欲しいです。	モニタリング結果の公開については、ADBや他ドナーの対応を確認し、最終報告書（案）で整理します。
66.	5. 4Pの1.9の「普及」方法としての「相手国への説明実績」について、現地側の人作り、人材育成の立場を、GLの途上国への普及との兼ね合いで、重要な柱として、是非とも強調されたいと思えます。実際過去に経験させていただいた研修では、JICAのODA姿勢に絶大な信頼を寄せているとの意見も出ており、他国の援助実施方法とJICAのその比較議論をも聞いたことがあります。参加された研修員が、JICAや第三国でのアセス適用上のGAPを理解する上でも、研修は大いに役立っていると思えます。例えば、日本の新幹線や地下鉄事業の内容を、口頭やパウポでいくら説明するよりも、実際に日本での研修参加を通して現場体験の方が、遥かに効率的で、よりよく理解できるであろうし、日本の経験を帰国後の第三者に伝え易いでありましょう。参加された研修者が研修会場で、第三国の参加者と互に議論しながら熱を挙げてしまう場面にも遭遇したことがあります。かつてJICAがジャカルタに地下鉄事業を展開された際、参加した研修員を葛西の地下鉄博物館に案内したところ、その本人の日本の地下鉄建設事業へ感激ぶ	コメントありがとうございます。今後も現行GLにおける「普及」に取り組んで参ります。

	りは尋常でなかったと記憶しています。	
67.	<p>6. 4 P の 2.1 承認済み EIA の公開後に実施される環境レビュー公開の方法では、EIA による承認行為は、相手国の所轄庁による行政処分であり、日本側の出方や対応方法によっては、相手国の主権を害したとの批判さえ招きかねない分野である。JICA は一国の援助機関でもあり、公開の実施、公開期間、公開対象の内容について、必ずしも国際機関の世銀等と同じ手続きを踏む必要はないのではないかと考える。微妙な分野でもあるが、特に中間報告書で指摘されている 4 と 5 については、JICA は相手国の出方に沿った手続き方法を予め整理し、明確化されておられ、丁寧な対応を実施されていると思われる。</p> <p>にも拘らず、相手国政府が EIA に基づく承認を与えた後に、日本側の環境レビュー結果によって相手国の承認行為に修正を迫る仕組みについては、やはり制度改善の余地があるかと考えます。相手国の EIA に基づく承認行為は、主権の発動でもあり、ドナーからは当然に尊重されるべきであると思われる。これを攪乱させないような統一的な手続きの流れまたは解釈を考案すべきであろう。この手順については、JICA だけでなく、国際援助機関等も共通の課題を抱えると思われるので、他機関との運用比較が可能ならば、有難い。なお、国際機関等のドナーの場合と一国の政府機関たる JICA との間では、手順が常に同一である必要はないかと思われま。</p>	<p>論点案に「環境レビュー前の公開対象の EIA 報告書のステータス（ドラフトもしくは承認版）及び公開期間」を含めております。</p> <p>なお、JICA 環境社会配慮ガイドライン（GL）の各項目の主要な論点（案）の 2.1 情報の公開に、他の国際機関として世銀、ADB、IFC の対応を整理しており、審査前に承認済 EIA の公開を義務付けているドナーは確認できませんでした。</p>
68.	7. 4 P 2.1 のモニタリングについて、JICA 事務局は特に重点的に実施されている。相手方もあり、コストもかかる分野であり、実施は概して困難な分野であろう。かつてインドネシアの環境アセス担当課長が、現地主要紙等を通して、このモニタリング報告書の不提出、報告書の質の悪さこそが、国内	モニタリングの方法、対象範囲、実施時期、実施方法については、環境モニタリング計画（EMoP）として EIA 報告書に含め、JICA ウェブサイトで公開しております。

	<p>の環境アセスの質を低下させていると、酷評していたことがある。この点で、現在の JICA 事務局が大層尽力されているモニタリングの仕組みや考え方を、是非とも、将来枠組みにまで展開していただけると有難い。</p> <p>ODA 事業への国際批判等もある中で、モニタリング実施を推進する JICA には当該事業をしっかりフォローするという力強い姿勢が見えることになる。JICA はモニタリングをきちんと実施し、その公表まで努めているとの現在の基本姿勢を、是非とも分かり易く見える化していただけると、嬉しいです。この場合、ネットで実施有無の結果を報告するだけでなく、モニタリングの方法、対象範囲、実施時期、調査方法等の大項目の概要をも示すことができれば、素晴らしいことかと思われまます。</p>	
69.	<p>8. 4 P2.1 の情報公開との関係で、世銀の ESF（環境社会フレームワーク）を見ましたが、膨大な内容からなる資料でした。今回の JICAGL 改定の段階で、世銀関連の文書等との整合性を如何に図るか、将来の変更にとどこまで対応すべきか等の課題を感じました。</p>	<p>論点案に「相手国に求める要件について、世銀 ESS との乖離がないことの要否」として含めております。</p>
70.	<p>9. 5 P2.2 で、カテゴリ分類の変更については、例外的に生じるかもしれない点を手続き上留意し、整理しておけば、よろしいかと思ひます。フィリピンの洪水事例が変更事例として紹介されていますが、この場合には、事業でともかく迅速性を確保できれば、よろしいかと思ひます。ODA 事業に対し、通常環境アセスメントのスクリーニング判断と違った判断方法を適用すべきかは難しい点ですが、ご指摘の世銀 ESF に基づいたリスク高低に基づく 4 分類法について、詳細は分かりませんが、ご指摘では、やはり抽象的な表現に立っており、現行の JICAGL に比べ、個別具体の適用により適しているのか不安です。ご指摘のような大規模住民移転を伴う場合には、所定のスクリーニング様式において、A カテゴリ扱いといったような大凡の分かり易い運用基準を、予め合意して、例示しておくことは、適当な方法かと思ひ</p>	<p>現行 GL では、カテゴリ B もしくは C に分類された事業のコンポーネントの変更に伴い追加的に重大で望ましくない環境・社会への影響が確認された場合、または審査時に想定されなかった重大で望ましくない環境・社会への影響が確認された場合は、相手国等より、新たにスクリーニングフォーム等の環境社会影響に係る情報提供を受けて、カテゴリ A と判断しています。このような場合は助言委員会に説明しています。</p>

	<p>ます。手続き中途でのカテゴリ変更は、予算計画や事業進捗など、多面的影響が予想されますので、これまでどおり、JICA 事務局による早い段階での事務的な判断が好ましいかと思えます。むしろ、この判断基準の大枠について(スクリーニング書式の設問方法等も含めて)、助言委員会の場で予めの共通理解を形成しておいた方が、進めやすいかと思えます。</p>	
71.	<p>10. 5Pの2.4について、ESP（ステークホルダー参加計画）の実施が望ましい点は当然ですが、JICAとして参加計画の作成まで対応できるのかが気になります。途上国では、誰と協議すべきかを予め選定することは難しいだけでなく、既存の伝統的な意思決定の仕組みをも固定化してしまうことになりかねないかと思われます。実際、JICA助言委員会における個別案件でも、何処の誰が、どのような社会階層の人たちが、いかなる割合で参加していたか、誠実に協議できたか等の議論がありますが、例えば、参加予定計画と実施結果にズレが現れた場合、これをいかに定量的かつ定性的に説明できるのでしょうか。今回のJICAGL改定に際しての導入については、直ちに導入というのではなく、世銀の対応状況を見ながらといった方式でもよいのではと思えます。</p>	<p>ステークホルダー参加計画は、プロジェクトの実施期間を通じて随時見直しを行っていく計画と理解しています。ただし、参加予定計画と実施結果に乖離が生じた場合の対応等のご指摘も踏まえ、ESFの運用状況を見ながら JICA での導入の要否、時期を検討する必要があるものと理解しています。</p>
72.	<p>11. 6P 2.5と2.6に関して、JICAGLには「国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する」とありますが、関連で、例えば我が国にとって、国際人権規約の一部とかで日本政府が未批准な部分もあり（参照資料：「わが国が未批准な国際条約一覧—2013年1月現在—」（国会図書館 http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8196396_po_201203d.pdf?contentNo=1）、日本の国内状況との間でのGAP発生を招きかねない可能性があります。予防的な立場から、世銀等の基準を準拠するに際し、一定の確認を行った上で、JICAGLに追記すべきかと思えます。資料でご指摘の「子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民等」の</p>	<p>ご指摘頂いた社会問題分野（「労働と雇用条件」、「コミュニティの衛生安全」、「先住民等」）で、主要な国際条約について、日本政府の批准状況、JICAGLへの影響有無を整理し、最終報告書（案）に記載します。</p>

	<p>追記の要否についても、必要性は分かりますし、開発協力大綱が含めている点もわかりますが、自動的に JICAGL には取り入れず、関連の条約有無の確認や JICAGL への影響有無等について、事前の確認をされる方が無難かと思われる。特に、世銀の ESF が明確化したという「雇用と労働条件」、「コミュニティの衛生安全」等は、代表的な社会問題分野であり、多数の条約にも関連するかと思われます。</p>	
73.	<p>1 2. 7P 2.7 の審査時の追加合意事項の引き継ぎについて、前出 6 と重なるが、「相手国政府が EIA に基づく承認を与えた後に、日本側の環境レビュー結果によって相手国政府に内容修正を迫る仕組み」の流れには、やはり無理があるのでないかと思われる。好ましい解決方法を直ちには思いつかないが、日本側の後からの都合によるものなので、やはり手順なり、制度的な改善なりの調整を施しておく必要があるかに思われます。</p>	<p>論点案に「環境レビュー前の公開対象の EIA 報告書のステータス（ドラフトもしくは承認版）及び公開期間」として含めております。</p>
74.	<p>1 3. 7P 2.8 の「合意文書に基づき、協力事業を中止した事例」が記述されていますが、もし記憶が正しければ、パラグアイであったと思われませんが、南米の国で、旧国際空港の近い場所に新規の新国際空港建設の計画事業の事例があったと思います。経済コストの観点からも旧空港施設の改善をまず行い、将来の空港需要を睨んでから、将来建設を実施した方がいいのでないかとの助言を送ったことに対し、同国の大統領から事業延期決定(当面の事業中止)といった丁寧な手紙が JICA 宛に送られてきたことがあります。決して、対立を生んだのではなく、JICA 側の高い見識が評価された内容であったかに理解しています。他に、ネアンクルン(カンボジア)の架橋事業が思い出されますが、フェリーによる非効率な渡河方法改善のための架橋事業でしたが、これに関し、需要予測などからみて、当時では差し迫った架橋ニーズがないのでないかとの助言を行ったことにより、事業が延期されたと記憶しています。現在では、既に架橋を終えており、代表的な JICA 事業として、内外から高く評価されています(これを手続き上、事業中止と呼んでいるか</p>	<p>ご指摘頂いた案件は、「グアテマラ国国際空港改善・新設計画調査」と「カンボジア国第二メコン架橋建設計画調査」と思われますが、何れも旧 JICA 環境社会配慮ガイドライン(2004年4月)が適用されている案件でした。現行ガイドライン(2010年4月)に基づき、協力事業を中止した事例はございませんでした。</p>

	どうかは、不明です)。	
75.	<p>14. 8P 3.1 「代替案検討に際し・・・実施しない案」というゼロオプションの議論で、本来あるべき選択肢の一つとしては、準備されて然るべきかと思います。ただし、助言を提供するという性格の委員会から出されたゼロオプション提案を、代替案の一つにせよ、受け入れる余地が JICA 側にあるかは不明です。案件形成の背後には両国政府の政策的判断も含まれているかに思えます。仮に助言委員会がゼロオプションを JICA に提言した場合、一つの WG 判断だけによるのではなく、全体会合での多数決決議といったような合意システムも必要になるのでしょうか。</p> <p>最近、火力発電所事業などで、同じ敷地や近隣地でのフェーズ2の事業実施場面が増えています。また将来計画が見えずに、フェーズ1だけを前提に助言を提出する場合があります。新旧事業の実施主体が異なる場合には、累積的な影響や不可分の議論が複雑となり、既存の環境悪化状況改善への配慮も併せて必要となることがあります。何か、改善方法があればとは思いますが、将来を予見できないといった制約もあるかと思われます。</p>	論点案に「代替案検討に際し、「プロジェクトを実施しない案」を含めることの要否」として含めております。
76.	15. 10P 別紙2 2.の気候変動を踏まえた「インフラの安全性確保」は、これから重要なテーマと考えられますので、項目追加には賛成したい。できれば、紹介されているような日本の事例に関わる地滑りや斜面崩壊なども追加できるのであれば、賛同したい。	論点案に「世銀 ESS 4 気候変動を踏まえたインフラの安全性確保の配慮項目への追加」として含めております。
77.	16. 12P GHG 排出量の算出・定量評価は今後も継続していただきたいと考えるが、記述された資料によると、世銀 ESF の下では推計計算作業に留まるようであるが、IFC の Performance Standard 下では年間排出量の代替案分析が実施され、赤道原則の下では排出量の少ない代替案の選択方法	GHG 排出量の計算方法については、世銀等の他の国際機関や IPCC の動向も踏まえ、今後の運用で対応する予定です。

	<p>が既に採用されているとのことである。現行の GHG 排出量計算の方法よりもより優れた方法があるならば、改定段階での検討を、是非期待したい。指摘された記述部分のような JICAGL の対応方法も含めて、改定に含めていただければと思う。また、温暖化防止関連では、国際機関等の今後の動向にも、是非、柔軟であってほしい。</p> <p>ただし、JBIC と異なった方式や基準を採用する訳にもいかないので、対応方法への調整が必要なのかと思われます。</p>	
78.	<p>17. 12P 不可分一体の事業、派生的・二次的影響、累積的影響についての定義について、JICAGL においても、それぞれの定義を書き示す段階にあるかと思われます。ただ、国際機関が使用する概念との GAP を予め比較対照しておく必要があるかに思います。</p>	<p>論点案に「世銀 ESS 1 「不可分一体事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」に係る定義の参照の要否」を含めております。</p>
田辺委員		
79.	<p>環境 GL レビュー調査における中間報告書案②PDF3 No.13 及び 25 が後半調査に見送られた理由をそれぞれ教えて頂きたい。</p>	<p>実施機関が多忙等の理由により、質問票への対応や現地調査受け入れ等が中間報告までに間に合わなかったためです。</p>
80.	<p>海外投融資は 1 件ではなく、2 件 (No.4 及び 37) ではないか？</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。最終報告書 (案) で 2 件に修正します。</p>
81.	<p>モニタリング結果の公開に合意できなかった案件名と国名を教えてください。非公開の理由として法律上の理由等があげられているが、それらの国の ADB 案件における環境社会モニタリングレポートの公開の有無を確認すべきである (ADB では環境社会モニタリングレポート公開が要件) もし公開されているのだとすれば、法律上の問題ではなく、援助機関側が要請すれば公開は可能ということになるのではないか。</p>	<p>モニタリング結果の公開については、ADB や他ドナーの対応を確認し、最終報告書 (案) に追記します。</p>

82.	E/S借款に関する記載が繰り返しになっているので修正すべきである。また、少なくとも1件（インDRAMユ案件）はすでに用地取得が行われているので事実関係をご確認頂きたい。	ご指摘の通り、誤記でしたので、最終報告書（案）で修正します。なお、インDRAMユ石炭火力発電事業（E/S）については、後半調査で確認します。
83.	非自発的住民移転及び生計手段喪失の対象者と文書で合意がなされていない案件は何件でどの案件か？それらの案件で合意文書が作成されなかった理由は何か？また現地調査対象案件においては、合意文書の有無について住民へのヒアリングを実施したか？	実施機関に質問状等を送付し確認したところ、住民移転実施段階にある全ての案件で合意文書が交わされておりました。
84.	移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認の結果について、生活水準等の確認を行うためには実施機関側からの情報のみならず、住民へのヒアリングを行う必要があると思われるが、そのような調査は行われたのか？	<p>モニタリング等を通じ、生活水準や生計手段の変化について確認している案件については、その結果を報告書に記載しております。また、現地調査でのインタビュー結果については、以下の通りです。</p> <p>No.5：被影響住民の移転地を訪問し該当住民にインタビューしたところ、移転先には医療施設や上水道関連施設等のインフラが整備され、生活環境には概ね満足している様子でした。また、生計回復支援策については、特段、インタビューした住民からは苦情は確認されませんでした。</p> <p>No.24：被影響住民の引っ越し先を訪問し該当住民にインタビューしたところ、移転後は、以前より収入は良くなり、学校や病院に近くなったため生活しやすくなった等との声が聞かれました。また、生計回復支援策について何度も周知されたものの、特に関心がなかったため受けなかったとのことでした。別の被影響住民は、移転により仕事は変わらなかったものの、自給自足に近い生活から食料等をマーケットで購入する生活に変わり、支出が増えた。これに対し、地元政府は副業の支援を</p>

		<p>提供しているとのことでした。</p> <p>No.36：生計回復支援策の対象となる被影響住民が補償を受け取った後に引っ越しており、転居先や電話番号が残っていないことから、追跡が困難であるため直接のインタビューを行えませんでした。</p> <p>No.37：住民移転、用地取得が生じなかったため、インタビューは実施しませんでした。</p>
85.	ガスパイプライン案件の案件 No.を記載して頂きたい。	<p>タイトルに誤りがあり、大変失礼いたしました。本記載は No.36 ティラワインフラ開発事業についてです。</p>
86.	外部からの指摘については、案件No.9についてJACSESからも指摘を行っているので、追加頂きたい。	<p>ご指摘のとおり、バングラデシュ国「マタバリ超超臨界圧石炭火力発電事業（1）」について指摘を受けていますので、最終報告書（案）に追記します。</p>
87.	被影響住民数が計画時、モニタリング時で変化している 10 案件の案件名と各案件の計画時及びモニタリング時の住民数、変化が生じた理由をそれぞれ教えて頂きたい。	<p>案件番号は 2, 5, 6, 9, 14, 18, 21, 26, 31, 33 です。これらの被影響住民数を再度、精査をしているところです。最終報告書（案）にて精査後の人数と増減理由を整理の上、追記します。</p>
88.	苦情処理メカニズムについて、苦情の内容や対処方法について現地調査における住民へのインタビュー等で確認したか？	<p>現地調査において苦情処理メカニズムについて、特段の不満や反対の声はきかれておりません。なお、質問状等への回答により、苦情処理メカニズムの利用状況等についての確認しており、個別案件シートに記載しております。</p>
89.	IFC及びADBの出資における手続きについては、セーフガード政策に限定した調査となっているが、他の関連する政策文書（指針やマニュアル等）を確認するべきではないか？また、公開文書には手続きが含まれていない場合に	<p>IFC, ADB のセーフガード政策に加えて、セーフガード関連の Guidance Note, Good Practice Note 等についても確認し、最終報告書（案）に記載します。また、国際機関へのヒアリング</p>

	は国際機関にヒアリングを行う予定はあるか？	は、必要に応じて実施する予定です。
90.	海外投融資については、出資者の立場としての JICA と事業者の一部の立場としての JICA の双方の立場が存在することから、それぞれの意思決定過程をもう少し掘り下げて整理する必要がある。例えば、案件 No.4 では社会モニタリング結果を非公開としているが、GL 上、事業者に公開を働きかける立場にある一方、事業者としては非公開を決定していることになり、立場上の矛盾が生じていると考えられる。	立場に関わらず、ガイドラインを踏まえた対応を出資先会社に求めています。なお、JICA が出資を行う場合も「事業者の一部」という立場ではなく、あくまで少数株主として事業を支援する立場として、出資先会社及び中核スポンサーに対してガイドラインの順守を求めていくこととなります。
91.	環境GLレビュー調査における中間報告書案③PDF4 モニタリング・監理結果の公開について、ADBは環境社会モニタリングレポートの公開を義務付けていることから、記載に含めるべきである。また、世界銀行ではAide Memoireが公開されており、環境社会配慮を含めた案件監理状況について幅広い情報公開が行われている点を記載するべきである。また、これらの内容は中間報告書本体にも記載するべきである。	モニタリング結果の公開については、ADB や他ドナーの対応を確認し、最終報告書（案）で整理します。
92.	No.009マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業PDF7 浸水被害の因果関係や生計回復状況については、JACSESからの指摘を踏まえ、現在、再確認中であると理解している	事業部にて現在確認中です。確認が済み次第、事業主管部を通じ回答させて頂く予定です。
93.	No.009マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業PDF10 苦情処理メカニズムに35件の苦情が寄せられているとのことだが、内容の確認を行うべきではないか？	内容の確認を行い、最終報告書（案）の個別案件シートに記載します。
	米田委員	

94.	<p>1. 表現の整理</p> <p>可能な範囲で、表現を整理して一般化していただけると良いと思います。</p> <p>具体的に気になったのは、中間報告書案第2章の p.20-21 に出てくるベトナムの案件の「UNESCO 認定の国立保護林」という表現です。これは元の文書の表現かもしれませんが、一般的に言うと生物圏保存地域のことを指しているのだと思われます。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。表現について確認の上、最終報告書（案）にて修正します。</p>
95.	<p>2. ウガンダのアヤゴ水力発電事業</p> <p>この事業は40件のカテゴリAに入っていないように見受けられます。事業が中止となったためと思われるが、ガイドラインを議論した案件でもあり、調査対象に入れていただけないでしょうか。可能であれば、その後の経過（最終的に事業は消えたのでしょうか）も簡単に記していただけると良いと思います。</p>	<p>ウガンダ国アヤゴ水力発電所整備事業については、環境社会配慮に関する助言委員会等での議論を整理し、最終報告書（案）に記載します。</p>
石田委員		
96.	<p>対象文書：環境レビュー調査における中間報告書案③</p> <p>○基本的事項、理念（P.1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフラが経済成長に必要であり人々の生活水準や文化的水準を保証するものであることにも触れてほしいです。 	<p>論点案「質の高いインフラ投資の促進等」に関連して、最終報告書（案）に記載します。</p>
97.	<p>○基本的事項、理念（P.1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境社会配慮とは次世代への配慮でもあることを示せればと思います。共 	<p>論点案「持続可能な開発目標（SDGs）への対応」に関連して、最終報告書（案）に記載します。</p>

	時的かつ経時的な検討に加えて SDGs 等でも共通する価値である将来世代への配慮は欠かせません。	
98.	○P.3 コモンアプローチの採用 JICA ガイドラインに基づいて事業及び供用後のモニタリングが出来るかという調査検討をお願いしたいです。	世銀においても現時点でコモンアプローチの実績はないようですが、今後、具体的な案件を通じて対応状況を確認します。
99.	○(P.5) 世銀のカテゴリ分類 環境社会リスク、影響を管理する能力、管理へのコミットメントは WG 委員会でもこれまで何度か指摘されている点でもありますので、相手国当該機関への能力向上支援につなげてほしいと思います。	今後とも、研修等を通じて、相手国等への能力強化への支援を継続していく所存です。
100.	○ステークホルダー参加計画 (P.5) ESS10 に記載されている項目を今般の調査でレビューしていただき新 GL 形成の議論に含めていただきたく思うところです。	ステークホルダー参加計画の内容についてレビューし、最終報告書(案)で整理します。
101.	○セーフガード政策から ESF への変更 (P.6)。労働条件。 労働集約的作業が先で安全性が後回しになる例は今後も直ぐに無くなるとは思えません。ゆえに、労働条件(安全、衛生、医療など)は新 GL でも引き続きモニターできうるような項目建てが望ましいと思われま	論点案に「世銀 ESS2 労務管理手順、労働安全衛生対策の参照の要否」として含めております。
102.	○相手国の環境社会フレームワーク (P.7) レビューを行い評価項目や実施体制の有効性を確認できれば当該政府のフレームを使うのは現実的で良い方策だと思えます。	論点案に「世銀 ESS1 相手国等の環境社会配慮フレームワーク活用に関する参照の要否」として含めております。

103.	<p>○プロジェクトを実施しない案の考え方を明確にする (P9)</p> <p>環境社会配慮が意思決定のツールでもあることを考え合わせれば、ゼロオプションは事業の実施がなくとも問題解決につながるということを示す(あるいは示しえない) 事実上の代替案提示であってほしいところです。</p>	<p>日本や世銀等の他ドナーのゼロオプションの扱いを確認し、最終報告書(案)で整理します。</p>
104.	<p>○ESS6 (P.15 と 16)</p> <p>生息地と保護区の議論に加えて ESS 6 で俎上に載せられている項目は新 GL に組み込む価値があるように思えます。レビューし GL 本文ないし或いは GL 別紙で整理という検討を希望します。</p>	<p>ESS 6 の項目を再レビューの上、最終報告書(案)で整理します。</p>
105.	<p>○社会的合意 (P16) 。影響を受ける人たちが開発のプロセスに対して影響を及ぼし、かつ、意思決定者となり、自らの生活や生計の変化と向上に主体的に関与していくということです。社会的合意に関しては以下のコメントをします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (9) ステークホルダー分析のグッドプラクティス (報告書案②2-22 ページから) 。大変に貴重な分析結果です。 ・グッドプラクティスと名付け今後の環境社会配慮調査の実施における重要な参照資料となるためには、個々の案件の固有要因に着目する必要があります。 	<p>ステークホルダー分析のグッドプラクティスに関し、案件固有の要因について環境社会配慮調査等に記載がある場合には本調査の最終報告書(案)に追記します。</p>
106.	<p>○違法伐採について (P.17)</p> <p>違法伐採は無かった、とのことですが、ここでの違法伐採とはプロジェクト実施中の違法伐採、またはオフセット植林をした場所で供用後に違法伐採が見られなかった、あるいはその両方という意味なのでしょうか。</p>	<p>事業実施中の違法伐採のことです。</p>

以上